

令和6年3月5日

自衛隊神奈川地方協力本部におけるオープンカウンター方式による見積り依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続が必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積り依頼であり、有効な見積り書をもって申込みをした者のうち、年間予定使用料の総価により決定(入札金額が当地本所定の範囲内の最低価格の見積り書を落札者とする。)

3 件名リスト

一連 番号	件名	納入(履行)場所	納期 (履行期限)	見積り依頼書 公表日	見積り書 提出期限	見積り合わせ の日時	防衛省競争 参加資格	備考
19	携帯電話及び通信料	自衛隊神奈川地方協力本部	6.4.1～ 7.3.31	5.3.5	5.3.13 13:00	5.3.13 13:10	全省庁統一資格「役務の 提供等」の等級D以上	

※ ただし統一資格を有しない場合は、防衛省、他省庁又は市町村との契約実績など過去の実績等により十分な履行能力が証明できる者で、契約担当官から参加が認められた者は競争に参加できます。

4 仕様書等の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先
〒231-0023

住所 神奈川県横浜市中区山下町253-2

契約機関名(担当) 自衛隊神奈川地方協力本部総務課 会計班 船場(センバ)

電話番号: 045-662-9426

メール: recruit1-kanagawa@pco.mod.go.jp

見 積 書

件名リスト一連番号	19
-----------	----

見積金額 ¥ 単 価 _____

(消費税及び地方税を含まない。)

品 名	規 格	単 位	予 定 数 量	単 価	金 額
携帯電話及び通信料	仕様書のとおり	式	1		
	以 下 余 白				
合 計					
納入(履行)場 所	現地	納期(履行期限)	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日		
契約保証金	免 除	入札(見積)書有効期間			

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要領」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積りいたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

分任契約担当官

自衛隊神奈川地方協力本部長

大 谷 三 穂 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名
担 当 者 名
連 絡 先

(注) 押印を省略する場合には、担当者名及び連絡先を記載すること。

調達要求番号：4PEC1CX0218

仕 様 書		
携帯電話及び通話料	作 成	令和 6年2月6日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	自衛隊神奈川地方協力本部

1 適用範囲

本仕様書は、自衛隊神奈川地方協力本部において調達する各出張所所長等の部外における通信維持・確保を目的に使用する「携帯電話及び通話料」について適用する。

2 契約期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

3 携帯電話

(1) 機 種

DIGNO ケータイ4（京セラ）、AQUOS ケータイ4（シャープ）又は同等品以上とする。

(2) 数 量

携帯電話 12台

4 調達条件

(1) 料金プラン

ア 毎月の通話料は、500分以上の無料通話を含み翌月まで無料通話の繰り越し及び同請求グループ内で分け合う事が出来るプランであること。

イ 既存のプランを解約する事で違約金等が発生する場合においては、契約相手側が負担するものとする。

ウ 毎月のデータ通信料は、100MB以上使用出来るものとし、超過分は速度制限により定額料金で使用出来るプランであること。

(2) 利用明細データの提供

毎月の携帯電話通話料及びメール使用料金に関する利用明細データを提出すること。

(3) 携帯電話の形状及び機能

ア 折りたたみ式の新規同一機種とし、色はブラック・シルバー・ホワイトのいずれかとすること（シニア向け携帯電話を除く。）。

イ ディスプレイサイズは、3インチ以上であること。

ウ 重量は、約140g以下であること。

エ 連続通話400分以上であること。

オ カメラ機能を有すること。

カ Eメール機能を有すること。

キ 付属品として、「使用説明書」「電池パック」「ACアダプター」を1台に対しそれぞれ添付すること。

(4) サプライチェーン・リスクへの対応

契約相手方（下請負業者、再委託先等を含む。）は、携帯電話及び通信について、情報の漏え

い若しくは破壊又は機能の不正停止、暴走その他障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると契約相手方が知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機能等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われていないこと。

5 保 守

- (1) 通信不能等の障害発生時には、契約相手方又は契約相手方が用意する携帯通信事業者のサポート及びサービス保守体制が24時間提供できること。
- (2) 修繕態勢が確立しており、営業時間内の故障発生時に迅速に対応できること。
- (3) 本品には、通常使用の故障に対して、交換或いは修理等のサービスが付加されていること。

6 検 査

- (1) 納入時、検査を行う。
- (2) 本仕様書によるほか、契約相手側は納品完了後、納品書を提出すること。

7 その他

- (1) 携帯電話番号ポータビリティを利用し、現在使用中の電話番号を引き継ぎ、令和6年4月1日午前0時から使用可能なこと。
- (2) 本業務に際し知り得た情報等を第三者に漏洩、又は利用しないこと。
- (3) 本仕様書について疑義が生じた場合、その都度、官側と調整すること。